

宇都宮市 結婚新生活支援事業

令和8年度 申請の手引きとよくある質問



宇都宮市で新生活をスタートさせる新婚のご夫婦に
住宅購入費や賃貸住宅の家賃、引越費用などを補助します

宇都宮市魅力創造部都市ブランド戦略課



令和8年5月 修正版

もくじ

1	宇都宮市結婚新生活支援事業補助金の概要	P1
	[参考]「対象区域」の確認方法	P2
2	手続の流れ	P5
3	宇都宮市の他の事業における住宅取得費用等の補助制度との比較		
(1)	住宅取得費用「マイホーム取得支援事業補助金」	P10
(2)	住宅賃借費用「若年夫婦・子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金」	P11
4	FAQ よくある質問	P12

1 宇都宮市結婚新生活支援事業補助金の概要

本事業は、宇都宮市での結婚や子育ての希望がかなえられるよう、経済的不安の軽減を図るため、結婚に伴う新生活に必要な住宅取得若しくは賃借又は引越しに関する費用の一部を補助し、若い世代の結婚を後押しする事業です。

(1) 対象となる世帯

次の①から⑪までの条件をすべて満たす世帯が対象です。

- ① 令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 婚姻届受理時の年齢が夫婦ともに39歳以下(※1)
(※1) 年齢の計算については、「年齢計算に関する法律第2項」及び「民法第143条」に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください
例：昭和62年3月1日生まれの方は令和9年2月28日に40歳になります
- ③ 夫婦の令和7年の所得の合計が500万円未満(※2・3)
(※2) 4~5月頃の申請時、令和8年度(令和7年分)の証明書が交付されない場合は令和7年度(令和6年分)の証明書も可(令和6年分の所得が500万円未満であれば可)
(※3) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計から貸与型奨学金の年間返済額を控除します
- ④ 申請時において、自治会に加入している
- ⑤ 対象区域内に居住し、住民票の住所が対象の住宅の所在地となっている
(※4) 次頁をご参照ください
- ⑥ 夫婦のいずれもが補助対象となる住宅以外の住宅を市内に所有していない
- ⑦ 過去に本市及び他自治体において、この制度(※5)に基づく補助を受けたことがない
(※5) 国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した「結婚新生活支援事業」
令和7年度に本市において新規申請をし、上限額まで申請できていない継続世帯の方は申請できます。
- ⑧ 宇都宮市の他の事業における住宅購入費や賃貸住宅の家賃、引越費用等の補助を受けていない
- ⑨ 夫婦のいずれもが市税の滞納がない
- ⑩ 宇都宮市暴力団排除条例(平成23年宇都宮市条例第37号)第2条に規定する暴力団員等ではない
- ⑪ 本市が指定する講座等を受講したもしくは医療機関への妊娠・出産に係る相談をした

(2) 対象費用及び対象期間

対象費用は、対象期間内に支払った以下の①・②・③・④の合計で、婚姻日が「令和8年1月1日から令和9年2月28日」かつ、夫婦ともに年齢が29歳以下の場合は一世帯当たり60万円を上限とし、その他の場合は一世帯当たり30万円を上限とします。

ア 対象経費

- ① 住宅取得費用：住宅の購入費(土地の購入費は除く)
- ② 住宅賃借費用：賃貸住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ③ 引越費用：引越事業者又は運送業者へ支払った実費
- ④ リフォーム費用：住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用(倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は除く)

イ 対象期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日まで(原則婚姻日以降の費用が対象)

(3) 申請期間

郵送 / 窓口：令和8年5月21日から令和9年3月1日 17時 15分まで ※必着

電子申請：令和8年5月21日から令和9年3月1日 23時 59分まで

※ ただし、予算の申請が予算額の上限に達した時点で受付を終了します

※ 令和9年3月1日時点で提出資料に不備や不足がある場合は申請ができませんのでご注意ください。

要件に当てはまらない場合でも、類似する補助制度があります。P7,8をご覧ください。

参考 (※4) 対象区域内について

本補助金は「宇都宮市立地適正化計画で定める区域」と「地区計画区域のうちの15区域（令和8年4月1日現在）」に居住し、住民票の住所が対象の住宅の所在地となっている必要があります。対象区域と対象区域の確認方法は以下の通りです。

(1) 「宇都宮市立地適正化計画」で定める次の区域

- ① 高次都市機能誘導区域
- ② 都市機能誘導区域
- ③ 居住誘導区域

確認方法 宇都宮まちかど情報マップを開き、以下の手順でご確認ください。

【宇都宮まちかど情報マップ】

本市ホームページを開き、「トップページ」>「市政情報」>「便利な機能」>「宇都宮まちかど情報マップ」>「地図を見る」

（宇都宮まちかど情報マップ URL・QRコード）

https://www.machi-info.jp/machikado/utsunomiya_city/index.jsp



【パソコンで閲覧する場合】

《手順1》宇都宮まちかど情報マップを開き、画面左側の「操作ツール」→「▽地図切替」→「マップ切替」の選択メニューから、「立地適正化計画に係る誘導区域」を選択する。

《手順2》画面上側の「住所から探す」を選択の上、住所を入力し「検索」する。
住所地が以下の面に含まれているかご確認ください。

青色の面に含まれる場合は、『高次都市機能誘導区域』

赤色の面に含まれる場合は、『都市機能誘導区域』

オレンジ色の面に含まれる場合は、『居住誘導区域』

※ 境界付近に住所地が所在する場合は、NCC 推進課（028-632-2039）へお問い合わせください。

【スマートフォン等で閲覧する場合】

《手順1》宇都宮まちかど情報マップを開き、左上のメニュー（三本線のマーク）から「メニュー画面に戻る」を選択の上、下方にある「立地適正化計画に係る誘導区域」を選択する。

《手順2》メニュー（三本線のマーク）から「住所から探す」を選択の上、住所を入力し、「地図」で確認する。住所地が以下の面に含まれているかご確認ください。

青色の面に含まれる場合は、『高次都市機能誘導区域』

赤色の面に含まれる場合は、『都市機能誘導区域』

オレンジ色の面に含まれる場合は、『居住誘導区域』

※ 境界付近に住所地が所在する場合は、NCC 推進課（028-632-2039）へお問い合わせください。

(2) 地区計画区域のうちの 15 区域(令和 8 年 4 月 1 日時点)

- ① 篠井ニュータウン地区計画区域（下小池町地内）
- ② 宝木本町仁良塚タウン地区計画区域（宝木本町地内）
- ③ にらつかニュータウン地区計画区域（宝木本町地内）
- ④ 宝木新里ニュータウン地区計画区域（宝木本町及び新里町地内）
- ⑤ フラワーニュータウン三向宝木地区計画区域（宝木本町及び新里町地内）
- ⑥ 城西ニュータウン地区計画区域（田野町，田下町及び大谷町地内）
- ⑦ グッドライフタウン氷室地区計画区域（氷室町地内）
- ⑧ グッドフルタウン氷室地区計画区域（氷室町地内）
- ⑨ さつきタウン奈坪地区計画区域（中岡本町地内）
- ⑩ 緑の丘金井久保地区計画区域（中岡本町地内）
- ⑪ スマイルタウン奈坪地区計画区域（中岡本町地区）
- ⑫ 白沢学舎の郷地区計画区域（白沢町地内）
- ⑬ ハーモニータウン東岡本地区計画区域（東岡本町地内）
- ⑭ イーストタウン瑞穂野地区計画（東刑部町地内）
- ⑮ 道場宿ニュータウン地区計画区域（道場宿町地内）

確認方法 宇都宮市都市計画情報マップを開き、以下の手順をご確認ください。

【宇都宮都市計画情報マップ】

本市ホームページを開き、「トップページ」>「暮らし」>「住まい・まちづくり」>
「建築・開発」>「都市計画」>「都市計画に関する情報をホームページでご覧いただけます」

（宇都宮都市計画情報マップ URL・QR コード）



<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/machi/kenchiku/toshikeikaku/1005770.html>

《手順1》宇都宮市都市計画情報マップを開き、利用条件に「同意する」で検索画面へ。

《手順2》検索画面左側の「操作ツール」→「▽表示設定」のチェックボックスから、「地区計画区域」にチェックを入れます。

（他のチェックボックスはチェックを外してください。）

《手順3》画面上側の「住所から探す」を選択の上、住所を入力し「検索」する。

《手順4》青い斜線の面をクリックして宇都宮市都市計画情報マップを開き、住所地が補助対象となる 15 の地区計画区域のいずれかに該当していることをご確認ください。

※ 境界付近に所在する場合は、都市計画課（028-632-2567）へお問い合わせください。

2 手続きの流れ

STEP 1 事前相談



①から⑪までの補助対象要件を満たしているか確認してください。

その後、都市ブランド戦略課（宇都宮市役所7階）に御来庁いただくか、お電話や相談フォームなどでご相談ください。交付に必要な書類や、交付申請の時期などをお伝えします。

対象要件		該当する FAQ よくある質問
※以下のすべてを満たしていることを確認してください。		
①	<input type="checkbox"/> 令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された	Q6~Q8
②	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理時の年齢が夫婦ともに39歳以下	Q9
③	<input type="checkbox"/> 夫婦の令和7年の所得の合計が500万円未満 ※ 4~5月頃の申請時、令和8年度（令和7年分）の証明書が交付されない場合は令和7年度（令和6年分）の証明書も可（令和6年分の所得が500万円未満であれば可） ※ 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計から貸与型奨学金の年間返済額を控除	Q12~Q18
④	<input type="checkbox"/> 申請時において自治会に加入している ※ 相談のタイミングで加入していなくても問題なし	Q19, Q20
⑤	<input type="checkbox"/> 対象区域内に居住し、住民票の住所が対象の住宅の所在地となっている	
⑥	<input type="checkbox"/> 夫婦のいずれもが補助対象となる住宅以外の住宅を市内に所有していない	
⑦	<input type="checkbox"/> 過去に本市及び他自治体において、この制度に基づく補助を受けたことがない ※ 国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した「結婚新生活支援事業」 ※ 令和7年度に本市において新規申請をし、上限額まで申請できていない継続世帯の方は申請可能	
⑧	<input type="checkbox"/> 宇都宮市の他の事業における住宅購入費や賃貸住宅の家賃、引越費用等の補助を受けていない	
⑨	<input type="checkbox"/> 夫婦のいずれもが市税の滞納がない	
⑩	<input type="checkbox"/> 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条に規定する暴力団員等ではない	
⑪	<input type="checkbox"/> 本市が指定する講座等を視聴したもしくは医療機関への妊娠・出産に係る相談をした	Q35~Q38

STEP2 交付申請



以下の①から⑫までの書類をご用意のうえ、申請してください。また、該当がある場合は、①の書類もあわせて提出してください。なお、代理の方が窓口で申請書を提出することや、オンライン申請又は郵送で申請することができます。

書類をもとに市が内容を審査し、補助金交付の決定について通知します。

1回目の申請書類

※以下の全ての書類を提出してください。2回目以降の申請書類は6P

★の書類は省略できる可能性があります。省略できない場合はご注意ください。

① ★令和8年度宇都宮市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

※ オンライン申請の場合は不要

② ★「婚姻届受理証明書」の写し又は婚姻届が受理された後の「戸籍謄本」の写し

※ 申請者の属する世帯全員の個人情報について、本市職員が調査することに同意する場合は提出を省略可能

③ ★夫婦の「令和8年度課税証明書」又は「令和8年度（令和7年分）所得証明書」の写し
※ 4～5月頃の申請時、令和8年度の証明書が交付されない場合は令和7年度の証明書も可

※ 令和8年1月1日（4～5月頃に申請する場合は令和7年1月1日）時点で宇都宮市に住民票があった方については、申請者の属する世帯全員の個人情報について、本市職員が調査することに同意する場合は提出を省略可能。

【上記に当てはまらない場合は下記自治体で取得してください。】

申請時期	4月～5月頃	6月～翌年3月
年度	令和7年度証明書 （令和6年1～12月の所得を証明したもの）	令和8年度証明書 （令和7年1月～12月の所得を証明したもの）
交付元	令和7年1月1日時点で、住民登録していた市区町村	令和8年1月1日時点で、住民登録していた市区町村

※取得方法は自治体によって異なりますので各自治体にお問い合わせください。

④	<input type="checkbox"/> ★夫婦の「住民票（個人番号の記載がないもの）」の写し
⑤	<input type="checkbox"/> ★夫婦の市税の完納証明書 ※ 令和8年1月1日時点で宇都宮市に住民票がない場合や非課税の場合は不要

※ 申請者の属する世帯全員の個人情報について、本市職員が調査することに同意する場合は提出を省略可能

⑥	<p>新婚世帯が現に居住する本人又は配偶者名義の住宅に係る次のア、イ又はウのいずれかの書類</p> <p><input type="checkbox"/> ア 住宅取得の場合：工事請負契約書又は売買契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> イ 住宅のリフォームの場合：工事請負契約書又は請書等の写し</p> <p><input type="checkbox"/> ウ 住宅賃借の場合：賃貸借契約書の写し</p>
---	---

※ 契約は申請者又は配偶者が契約者のもの（原則契約者が申請者）

※ 賃借の場合、対象期間内に賃貸借契約書の更新があった場合は更新前・更新後の2つの契約書を提出（例：4～9月分家賃申請、7月に賃貸借契約書更新した場合など）

⑦	<input type="checkbox"/> 補助対象費用の領収書の写し及びその内訳が分かる資料の写し
---	---

※ 原則、令和8年4月1日以降かつ婚姻日以降に支払った費用が対象となります。(Q10～11, Q35 参照)

※ 対象費用の引き落とし口座の通帳の写しやクレジットカードの明細等でも可。ただし、補助対象費用の引き落としであることが確認できる場合のみ。

※ 初期費用や引越代等の領収書において、費用の内訳が分からない場合は必ず見積書や積算書などの内訳が分かるものを添付

⑧	<input type="checkbox"/> 【賃借の場合のみ】夫婦の住居手当支給証明書（様式第2号）または給与明細等の手当支給を確認できる書類
---	--

※ 給与所得者は必須。住居手当が支給されていない場合も必須。

※ 住居手当支給証明書は勤務先に記入いただく必要があります。

※ 給与明細については請求する家賃の支払い月分の給与明細をご用意ください。

（例：4月末・5月末に支払った5～6月分家賃を請求する場合→4月・5月給与明細を提出）

⑨	<input type="checkbox"/> 自治会加入宣誓書（様式第11号）※「宮PASS」を添付が必要
---	---

※ 自治会加入についてのご不明点は16Pをご確認ください。

⑩	<input type="checkbox"/> 申請者の口座の情報が確認できる書類
---	--

※ 申請者の通帳の写しやマイページのスクリーンショットなど口座情報（金融機関名・支店名・口座種別・口座名義・口座番号）が分かるものを添付してください。

奨学金の返済額を差し引くことで所得要件を満たす方は、提出してください。

⑪	<input type="checkbox"/>	夫婦の双方又は一方の貸与型奨学金の年間返済額が確認できる書類 (所得証明書等の所得算出期間と同一期間)
---	--------------------------	--

※ 奨学金を貸与している公的団体又は民間団体が発行する書類など

(例) 夫婦の令和7年の合計所得540万円、令和7年1月1日～令和7年12月31日に返済した奨学金の額が50万円の場合、夫婦の所得は540万円－50万円の490万円の扱いとなります。

⑫	<input type="checkbox"/>	医療機関への相談を選択した場合：医療機関への妊娠・出産に係る相談をしたことが分かる領収書や診断書など
---	--------------------------	--

※ 講座の受講を選択した方は、交付申請書兼請求書の感想記入欄に受講した講座に対する気付いたことや感じたことを記入してください。

その他、追加で資料の提出を求める場合があります。ご了承ください。

2回目以降の申請書類

★の書類は省略できる可能性があります。省略できない場合はご用意ください。

①	<input type="checkbox"/>	★令和8年度宇都宮市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
---	--------------------------	--

※ オンライン申請の場合は不要

②	<input type="checkbox"/>	★夫婦の市税の完納証明書 ※ 令和8年1月1日時点で宇都宮市に住民票がない場合や非課税の場合は不要
---	--------------------------	--

※ 申請者の属する世帯全員の個人情報について、本市職員が調査することに同意する場合は提出を省略可能

③	<input type="checkbox"/>	★新婚世帯が現に居住する本人又は配偶者名義の住宅に係る次のア、イ又はウのいずれかの書類 ア 住宅取得の場合：工事請負契約書又は売買契約書の写し イ 住宅のリフォームの場合：工事請負契約書又は請書の写し ウ 住宅賃借の場合：賃貸借契約書の写し
---	--------------------------	---

※ 前回の申請と契約書に相違がない場合は提出を省略可能。ただし、年度が切り替わった場合は年度当初のみ提出してください。

※ 賃貸借契約書の更新があった場合は、更新前・更新後の2つの契約書を提出(例：4～9月分家賃申請、7月に賃貸借契約書更新した場合など)

④	<input type="checkbox"/>	補助対象費用の領収書の写し及びその内訳が分かる資料の写し
---	--------------------------	------------------------------

※ 原則、令和8年4月1日以降かつ婚姻日以降に支払った費用が対象となります。(Q10～11, Q35 参照)

※ 対象費用の引き落とし口座の通帳の写しやクレジットカードの明細等でも可。ただし、補助対象費用の引き落としであることが確認できる場合のみ。

※ 初期費用や引越代等の領収書において、費用の内訳が分からない場合は必ず見積書や積算書などの内訳が分かるものを添付

⑤	<input type="checkbox"/>	【賃借の場合のみ】夫婦の住居手当支給証明書（様式第2号）または給与明細等の手当支給を確認できる書類
---	--------------------------	---

※ 住居手当支給証明書は勤務先に記入いただく必要があります。

※ 給与明細については請求する家賃の支払い月分の給与明細をご用意ください。

（例：4月末・5月末に支払った5～6月分家賃を請求する場合→4月・5月給与明細を提出）

⑥	<input type="checkbox"/>	★自治会加入宣誓書（様式第11号）※「宮PASS」を添付が必要
---	--------------------------	---------------------------------

※ 前回の申請と加入自治会に相違がない場合は提出を省略可能。ただし、年度が切り替わった場合は年度当初のみ提出してください。

⑦	<input type="checkbox"/>	★口座の情報が確認できる書類
---	--------------------------	----------------

※ 前回の申請と相違がない場合は提出を省略可能。ただし、年度が切り替わった場合は年度当初のみ提出してください。

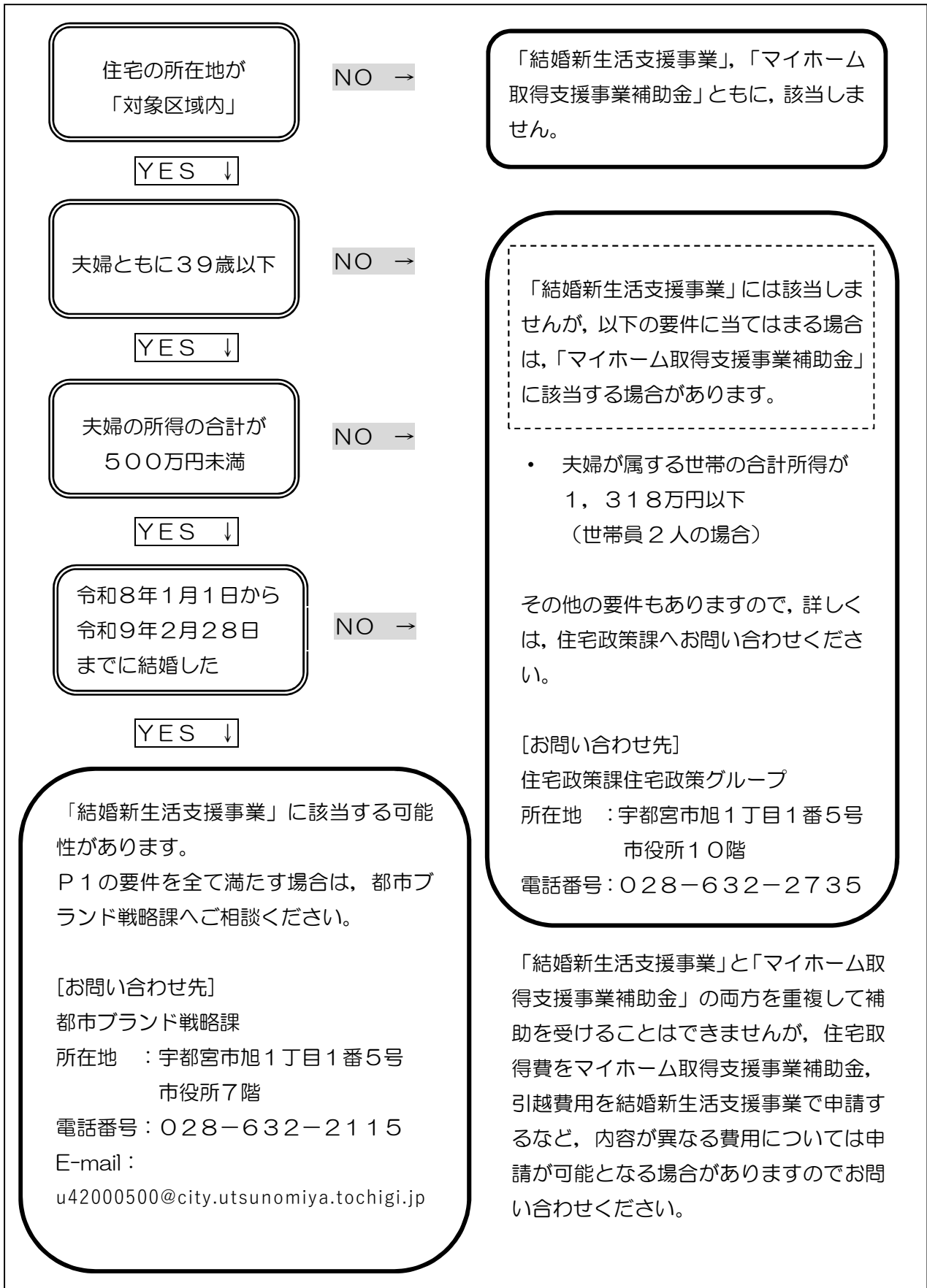
その他、追加で資料の提出を求める場合があります。ご了承ください。

⑧	<input type="checkbox"/>	医療機関への相談を選択した場合：医療機関への妊娠・出産に係る相談をしたことが分かる領収書や診断書など
---	--------------------------	--

※ 過去の申請時に提出をされた場合は提出を省略可能。

3 宇都宮市の他の事業における住宅取得費用等の補助制度との比較

(1) 住宅取得費用「マイホーム取得支援事業補助金」



(2) 住宅賃借費用「若年夫婦・子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金」

住宅の所在地が
「対象区域内」

NO →

YES ↓

夫婦ともに39歳以下

NO →

YES ↓

夫婦の所得の合計が
500万円未満

NO →

YES ↓

令和8年1月1日から
令和9年2月28日
までに結婚した

NO →

YES ↓

「結婚新生活支援事業」に該当する可能性
があります。

P1の要件を満たす場合は、都市ブラン
ド戦略課へご相談ください。

[お問い合わせ先]

都市ブランド戦略課

所在地 : 宇都宮市旭1丁目1番5号
市役所7階

電話番号 : 028-632-2115

E-mail :

u42000500@city.utsunomiya.tochigi.jp

「結婚新生活支援事業」、「若年夫婦・子
育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金」
ともに、該当しません。

「結婚新生活支援事業」には該当しま
せんが、以下の要件に当てはまる場合
は、「若年夫婦・子育て世帯及び新卒採
用者等家賃補助金」に該当する場合が
あります。

- 夫婦が属する世帯の合計所得が
554万円以下
(世帯員2人の場合)
- 義務教育終了前の子どもがいる
子育て世帯

その他の要件もありますので、詳しく
は、住宅政策課へお問い合わせくださ
い。

[お問い合わせ先]

住宅政策課住宅政策グループ

所在地 : 宇都宮市旭1丁目1番5号
市役所10階

電話番号 : 028-632-2735

「結婚新生活支援事業」と「若年夫婦・子
育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金」の
両方を重複して補助を受けることはでき
ません。

<FAQ よくある質問>

- I 全般について
- II 新婚世帯について
- III 所得について
- IV 自治会加入について
- V 補助対象エリアについて
- VI 新居の住宅費用について
- VII 引越費用について
- VIII 提出書類について
- IX 講座の視聴や医療機関への相談について

I 全般について

Q1 申請書は、どこで入手することができますか？

- ☞ 宇都宮市役所7階の都市ブランド戦略課で入手することができます。
また、市ホームページからダウンロードすることもできます。



(市 HP:結婚新生活支援事業)

Q2 申請方法はありますか？

- ☞ ①オンライン申請 ②郵送 ③宇都宮市役所都市ブランド戦略課窓口 の3種類です。
2Pに記載の「申請期間」にご注意ください。

①オンライン申請

電子申請共通システムから申請ができます。
右のQRコードがHPにリンクを掲載しています。
初回は利用者登録が必要となりますのでご注意ください。

初回申請用



2回目以降申請用



②郵送

申請内容について確認することがありますので、申請書に平日の日中に連絡の取れる電話番号及びメールアドレスを必ずご記入ください。

[送付先] 〒320-8540

宇都宮市都市ブランド戦略課宛

所在地 : 宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所7階

電話番号 : 028-632-2115

③宇都宮市役所都市ブランド戦略課窓口

[申請先]宇都宮市都市ブランド戦略課

所在地 : 宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所7階

電話番号 : 028-632-2115

※ 各地区市民センター・出張所では申請できません。

Q3 本人が窓口に行くことができない場合、本人以外が交付申請書兼請求書を提出することはできますか？

- ☞ 本人以外が「交付申請書兼請求書（様式第1号）」を窓口へ持参することができます。
なお、委任状の添付は不要です。

Q4 申請は、一度だけしかできませんか？

- ☞ 申請期間内であれば、何度でも可能です。提出書類については6P～9Pをご確認ください。
また、令和7年度に新規として申請をして上限額まで補助申請を行わなかった場合、令和8年度の申請期間に限り申請ができます。ぜひご活用ください。

Q5 対象期間内に複数回転居した場合、2回目以降の転居に係る費用は、対象になりますか？

- ☞ 宇都宮市内（対象区域内）で転居した場合は、対象になります。
ただし、これまで宇都宮市へ申請し、交付を受けた補助金の合計額が、補助上限額に達していない場合に限り、既に交付を受けた補助金との合計額が、補助上限額に達するまでの費用が対象になります。
令和7年度に本市において新規申請をし、上限額まで申請できていない継続世帯の方は申請可能です。

II 新婚世帯について

Q6 宇都宮市以外の国内の市区町村に婚姻届を提出し、受理されている場合は、対象になりますか？

- ☞ 対象になります。
日本以外の国で婚姻の手続きを行った方については、ご相談ください。

Q7 再婚の場合は、対象になりますか？

- ☞ 対象になります。
ただし、夫婦の一方または双方がこの交付金による補助を過去に受けたことがある場合（他の地方自治体での補助を含む）や補助を受けるために故意に離婚・婚姻した場合は、補助対象になりません。

Q8 夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない場合は、対象になりますか？

- ☞ 婚姻の方式により対象となる可能性があります。ご相談ください。

Q9 夫婦の婚姻日の年齢は、どのように確認しますか？

- ☞ 夫婦の婚姻日の年齢については、戸籍謄本や婚姻届受理証明書等の婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類で確認します。

その際「年齢計算に関する法律第2項」及び「民法第143条」に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますので、ご注意ください。

例：昭和62年3月1日生まれの方は令和9年2月28日に40歳になります。

Q10 夫（妻）が婚姻を機とせず賃借していた住宅に、妻（夫）が婚姻する前に入居した場合は、対象になりますか？

☐ 対象になります。

なお、住民票や賃貸借契約書等により、同居の事実が確認できる必要があります。

◇ 同居開始から1年以内に婚姻した場合

令和8年4月1日以降に発生した費用で、結婚を機に同居するための引越費用や同居後に発生した家賃及び共益費などが対象になります。

※同居の事実が確認できない場合、婚姻日以降に発生した費用のみが対象となります。

◇ 同居開始から1年を経過して婚姻した場合

令和8年4月1日以降かつ婚姻日以降に発生した費用（家賃や共益費など）が対象になります。

Q11 結婚前から住居を新たに賃借し同居している場合は、対象になりますか？

☐ 対象になります。

なお、住民票や賃貸借契約書等により同居の事実が確認できる必要があります。

◇ 同居開始から1年以内に婚姻した場合

令和8年4月1日以降に発生した費用で、結婚を機に同居するための引越費用・初期費用や同居後に発生した家賃及び共益費などが対象になります。

※同居の事実が確認できない場合、婚姻日以降に発生した費用のみが対象となります。

◇ 同居開始から1年を経過して婚姻した場合

令和8年4月1日以降かつ婚姻日以降に発生した費用（家賃や共益費など）が対象になります。

III 所得について

Q12 対象要件の一つに「夫婦の合計所得が500万円未満であること」とありますが、所得と収入は違いますか？

☐ 所得と収入は違います。

事業所得の方（自営業者など）の場合、所得は1年間の事業収入から必要経費を差し引いたもの（所得＝収入－必要経費）です。

また、給与所得の方の場合、所得は1年間の給与額の総額（収入）から必要経費に代わるものとして給与所得控除額を差し引いたもの（所得＝収入－給与所得控除）です。手取り額ではありませんのでご注意ください。

[収入に応じた給与所得金額の計算の一例（目安）]

- ・収入500万円の場合、給与所得金額は356万円
- ・収入600万円の場合、給与所得金額は436万円
- ・収入700万円の場合、給与所得金額は520万円

なお、詳しくは「課税証明書」（又は「所得証明書」）でご確認ください。

Q13 所得は、いつの時点での所得を指しますか？

☞ 令和7年分の所得を指します。

「令和8年度課税証明書」（又は「令和8年度（令和7年分）所得証明書」）を取得し、写しを申請時に提出してください。（個人情報の取得に同意いただける場合は提出が省略できる可能性があります。詳しくは6P～9Pをご確認ください。）

なお、4～5月頃の申請時、前年分の所得証明書等が交付されない場合は、前々年分の証明書も可能です。

Q14 令和8年4月1日に、他の市から宇都宮市へ転入しました。「課税証明書」は、宇都宮市で取得することができますか？

☞ 宇都宮市で取得することはできません。

「令和8年度課税証明書」（又は「令和8年度（令和7年分）所得証明書」）は、令和8年1月1日時点で住民票がある自治体で取得することができます。

なお、4～5月頃の申請時に必要な「令和6年度課税証明書」（又は「令和7年度（令和6年分）所得証明書」）は、令和7年1月1日時点で住民票がある自治体で取得することができます。

Q15 宇都宮市の「令和8年度課税証明書」（又は「令和8年度（令和7年分）所得証明書」）は、いつから取得することができますか？

☞ 詳細な時期につきましては税制課にお問い合わせください。

【お問合せ先】 宇都宮市税制課 諸税証明グループ

所在地：宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所2階

電話番号：028-632-2187

なお、自治体ごとに取得が可能になる日が異なります。

Q16 「課税証明書」（「所得証明書」）ではなく、「源泉徴収票」でもよいですか？

☞ 「源泉徴収票」では受け付けていません。

公的証明である「令和8年度課税証明書」（又は「令和8年度（令和7年分）所得証明書」）を提出してください。

なお、4～5月頃の申請時、前年分の所得証明書等が交付されない場合は、前々年分の証明書も可能です。

Q17 前年度において無職の場合も「課税証明書」（「所得証明書」）が必要ですか？

☞ 必要です。

なお、無職の方については証明書の発行前に市県民税の申告を行う必要がございます。詳しくは、宇都宮市役所市民税課にお問い合わせください。

【お問合せ先】 宇都宮市市民税課

所在地：宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所2階

電話番号：028-632-2233

Q18 奨学金を返済しています。所得から控除できますか？

- ☞ 貸与型奨学金（公的団体または民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金）の返済を行っている場合には、「課税証明書」（又は「所得証明書」）をもとに算出した夫婦の所得の合計から、貸与型奨学金の年間返済額を控除します。

なお、貸付者から発行される「奨学金貸付返還計画書」や「奨学金口座振替通知書」などの奨学金の年間返済額がわかる書類を申請時に提出してください。

また、奨学金の返済期間については、課税期間に準じます。

IV 自治会加入について

Q19 自治会に加入するには、どうしたらよいですか？

- ☞ 該当する地域の自治会長へ直接ご連絡いただき、加入の手続きをしてください。

Q20 該当する地域の自治会や自治会長がわからない場合は、どうしたらよいですか？

- ☞ 宇都宮市役所10階の宇都宮市自治会連合会事務局までお問い合わせください。

〔お問合せ先〕 宇都宮市自治会連合会事務局

所在地：宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所10階

みんなでまちづくり課内

電話番号：028-632-2289

VI 新居の住宅費用について

Q21 新居の住宅費用はどのようなものが対象ですか？

- ☞ 結婚に伴う住宅取得費用は建物の購入費や新築する場合の工事請負費、住宅賃借費用のうち賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料が対象となります。

なお、参考として、対象にならないものの事例は下記のとおり。

〔住宅の取得に付随する経費〕土地の購入費、住宅ローンの手数料、

〔住宅の賃貸に付随する経費〕駐車場代、入居前の清掃代、鍵交換代、更新手数料、
光熱水費、設備購入費代、火災保険料、家財保険料、
契約一時金、保証金

Q22 住宅を購入した際、土地と建物を一体のものとして購入しました。土地と建物の両方とも対象になりますか？

- ☞ 建物のみ対象になります。

不動産登記において、土地、建物それぞれの取得価格を登録しているため、通常区別が可能です。売主に確認し、建物の金額がわかる書類を提出してください。

Q23 結婚を機に、夫（妻）が結婚前から住んでいる建物をリフォームや増築した場合の費用は、対象になりますか？

☞ 対象になります。

婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備、更新等の工事費用が対象となります。

なお、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外となります。

Q24 親の名義でアパートを契約していますが、家賃は本人が支払っている場合、対象になりますか？

☞ 対象になりません。

Q25 社宅に入居している場合は対象になりますか？

☞ 賃貸借契約書（社宅等の場合は入居申請書等、勤務先の発行した書類）により、賃貸人及び賃借人が確認でき、かつ給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っている又は給与から天引きされていることが確認できる場合、対象となります。

給与天引きの際、勤務先が家賃の一部を負担しているなどの理由で家賃全額の天引きではない場合は、勤務先の負担額などを確認できる書類が必要ですのでご相談ください。

〔お問合せ先〕 宇都宮市都市ブランド戦略課

所在地：宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所7階

電話番号：028-632-2115

E-mail：u42000500@city.utsunomiya.tochigi.jp

Q26 家賃の支払いは振込なので領収書が出ません。どうすればよいですか？

☞ 振込金額及び振込先等の振込内容がわかる通帳の写しなどを提出してください。

Q27 家賃に駐車場代が含まれており、切り分けできない場合はどうすればよいですか？

☞ 家賃の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けできない場合は、駐車場代を含めて対象となります。

なお、契約書等により駐車場代金相当額が確認できる場合は、家賃から駐車場代金相当額を差し引いた額が対象となります。

Q28 勤務先から住居手当を受けている場合でも対象になりますか？

☞ 対象になります。

ただし、勤務先から支給されている住居手当額を家賃相当額から差し引いた分が対象になるため、「住居手当支給証明書（様式第2号）」または「給与明細等の手当支給を確認できる書類」を提出してください。

※ 住居手当支給証明書は勤務先に記入いただく必要があります。

※ 給与明細については請求する家賃の支払い月分の給与明細をご用意ください。

（例：4月末・5月末に支払った5～6月分家賃を請求する場合→4月・5月給与明細を提出）

Q29 対象期間内に結婚をしましたが、家賃の初期費用の支払いや購入した住宅の引き渡しなどが令和9年3月以降になる場合は補助を受けられますか？

- ☞ 「補助対象認定申請」により、翌年度に補助を受けることができる可能性があります。
認定を受けると翌年度の4月以降に支払う費用が対象となります。認定に当たっては要件がありますので、宇都宮市役所都市ブランド戦略課にお問い合わせください。

【お問合せ先】 宇都宮市都市ブランド戦略課
所在地：宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所7階
電話番号：028-632-2115
E-mail：u42000500@city.utsunomiya.tochigi.jp

Ⅶ 引越費用について

Q30 引越業者や運送業者に頼まず、自分でレンタカーを借りて引越をした場合の費用は、対象になりますか？

- ☞ 対象になりません。
自らレンタカーを借りて運搬した場合や、友人に頼むなどにより引越をした場合にかかった費用、不用品の処分費用などは対象になりません。
引越業者や運送業者発行の領収書により、引越費用であることが確認できない費目は対象外です。

Q31 新居で使う物を宅配便で送った場合は対象になりますか？

- ☞ 宅配事業者の引越パックなど、領収書により引越費用であることが確認できる場合のみ対象となります。
単に、衣類や食器等を送った場合は、対象になりません。

Q32 夫(妻)の実家や持ち家に引越す場合、引越費用のみでも対象になりますか？

- ☞ 対象になります。
ただし、居住誘導区域内など要件をすべて満たしている必要があります。

Ⅷ 提出書類について

Q33 領収書は4月1日以降のものすべて用意すればよいですか？

- ☞ 原則、令和8年4月1日以降かつ婚姻日以降に支払った費用が対象となります。
Q10~Q11をご確認いただき、不明な場合はお問い合わせください。

Q34 オンライン申請(電子申請共通システム)ではどのようにして添付書類を提出しますか？

- ☞ スマートフォン等で撮影した写真データや、スキャンしたPDFデータ等を添付してください。
なお、データが不鮮明、ぼやけている、見切れている等で内容の確認が難しい場合は再提出していただくことがあります。

IX 講座の視聴や医療機関への相談について

Q35 講座はどこから視聴することができますか？

☐ 本市のホームページ「令和8年度宇都宮市結婚新生活支援事業」から視聴することができます。

[確認方法] 本市ホームページを開き、「トップページ」>「暮らし・手続き」
>「結婚」>「結婚を希望する・結婚する方へ」
>「令和8年度宇都宮市結婚新生活支援事業」

(令和8年度結婚新生活支援事業 URL・QRコード)

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kekkon/1029861/1026674.html>



Q36 夫婦で同じ講座を視聴した場合でも対象になりますか？

☐ 対象になります。

夫婦で同じ講座を視聴した場合、または異なる講座を視聴した場合のいずれも対象になります。

なお、夫婦それぞれに講座の感想をご記入いただく必要がありますので、交付申請書兼請求書の感想記入欄に、気付いたことや感じたこと等をご記入の上、ご提出ください。

Q37 医療機関へ妊娠・出産に係る相談をしたが、領収書や診断書等が発行されませんでした。どうすればよいですか？

☐ 医療機関に再発行を依頼するか、対象講座の視聴が必要になります。

なお、講座を視聴した場合は講座の感想をご記入いただく必要がありますので、交付申請書兼請求書の感想記入欄に、気付いたことや感じたこと等をご記入の上、ご提出ください。

Q38 妻だけが医療機関に相談をした場合は対象になりますか？

☐ 対象になりません。

夫婦それぞれが講座の視聴をしている、または医療機関への妊娠・出産に係る相談をしている必要があります。

なお、医療機関への相談で受診した場合は、相談したことが分かる領収書や診断書等のご提出が必要になります。講座を視聴した場合は講座の感想をご記入いただく必要がありますので、交付申請書兼請求書の感想記入欄に、気付いたことや感じたこと等をご記入の上、ご提出ください。

魅力創造部都市ブランド戦略課

住所: 〒320-8540 宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号

電話: 028-632-2115

E-mail: u42000500@city.utsunomiya.tochigi.jp